

しかしこの結論はおかしい。……
国連のふり回す平等原理主義、
「個人」至上主義の前に思考停止に
陥った日本の司法の姿を見る思いがし
ます。

放送法改正案のイメージ

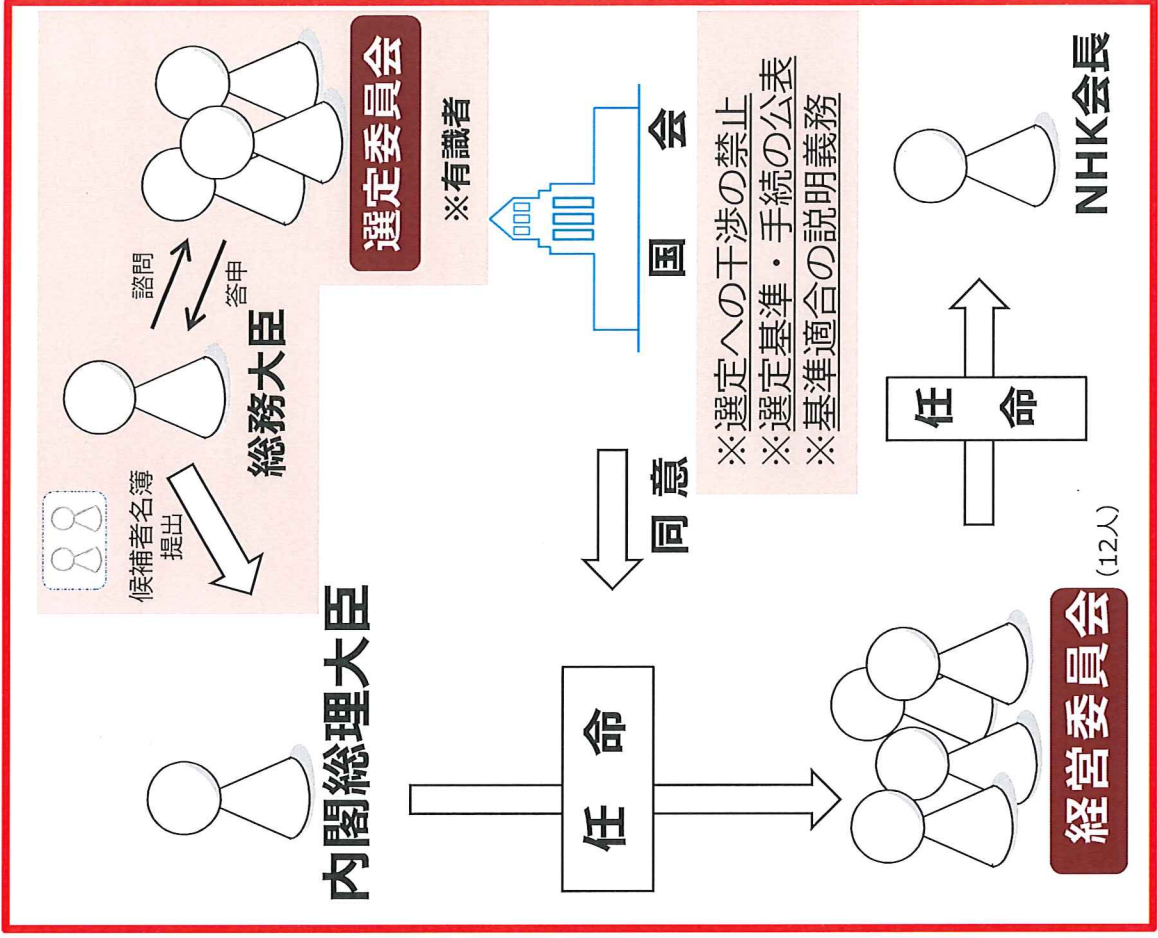
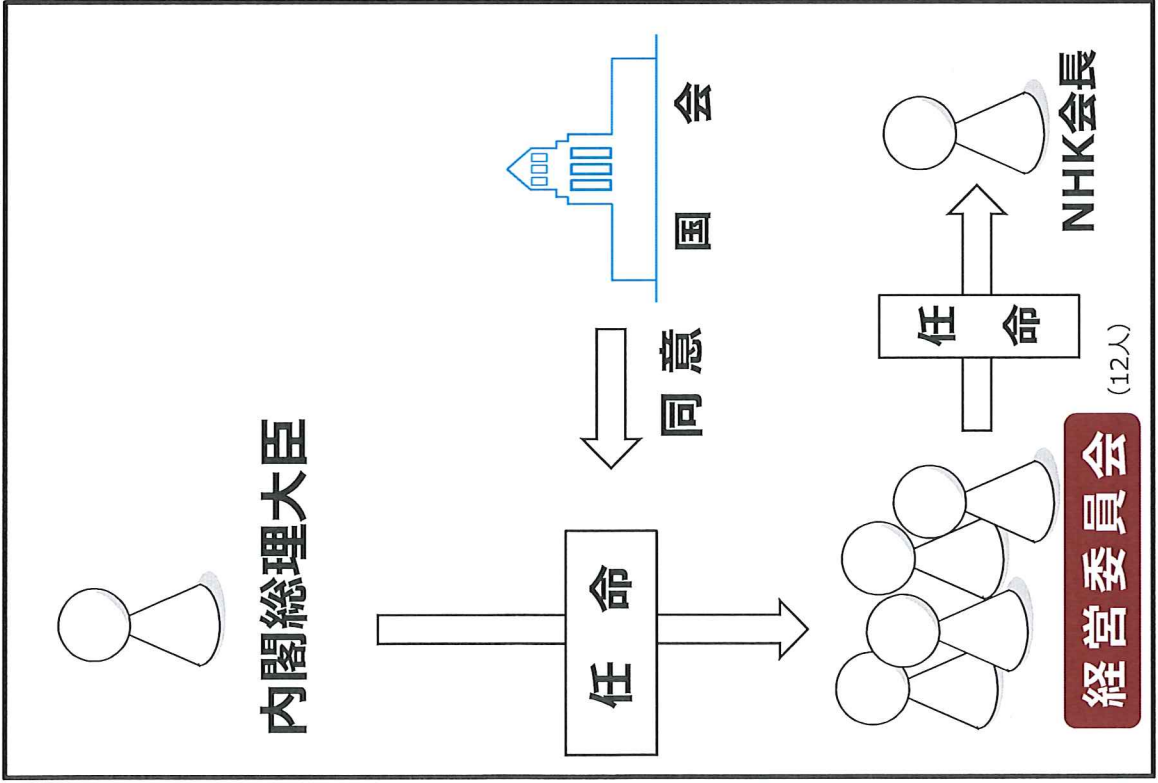
— NHK 経営委員・NHK会長の任命スキーム —

現

行

改正後

は新設部分



放送法第62条改正私案

参議院議員 小西 洋之

(サービスに関する準則)

第六十二条 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他のサービスに関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項に規定する役員²のサービスに関する準則には、協会の放送の不偏不党、真実及び自律に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するために役員が遵守すべき事項が含まれるものとする。

るほか、平成期に入った後においては、いわゆる晩婚化、非婚化、少子化が進み、これに伴って中高年の未婚の子どもがその親と同居する世帯や単独世帯が増加しているとともに、離婚件数、特に未成年の子を持つ夫婦の離婚件数及び再婚件数も増加するなどしている。これらのことから、婚姻、家族の形態が著しく多様化しており、これに伴い、婚姻、家族の在り方に対する国民の意識の多様化が大きく進んでいることが指摘されている。

イ 前記アのとおり本件規定の立法に影響を与えた諸外国の状況も、大きく変化してきている。すなわち、韓国、特に欧米諸国においては、かつては、宗教上の理由から嫡出でない子に対する差別の意識が強くなり、昭和 22 年民法改正当時、多くの国が嫡出でない子の相続分を制限する傾向にあり、そのことが本件規定の立法に影響を与えたところである。しかし、1960 年代後半（昭和 40 年代前半）以降、これらの国の多くで、子の権利の保護の観点から嫡出子と嫡出でない子との平等化が進み、相続に関する差別を廃止する立法がされ、平成 7 年大法廷決定時点でこの差別が廃されていた主要国のうち、ドイツにおいては 1998 年（平成 10 年）の「非嫡出子の相続法上の平等化に関する法律」により、フランスにおいては 2001 年（平成 13 年）の「生存配偶者及び養子の権利並びに相続法の諸規定の現代化に関する法律」により、嫡出子と嫡出でない子の相続分に関する差別がそれぞれ撤廃されるに至っている。現在、我が国以外で嫡出子と嫡出でない子の相続分に差異を設けている国は、欧米諸国にはなく、世界的にも限られた状況にある。

ウ 我が国は、昭和 54 年に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（昭和 54 年条約第 7 号）を、平成 6 年に「児童の権利に関する条約」（平成 6 年条約第

2 号）をそれぞれ批准した。これらの条約には、児童が出生によっていかなる差別も受けない旨の規定が設けられている。また、国際連合の関連組織として、前者の条約に基づき自由権規約委員会が、後者の条約に基づき児童の権利委員会が設置されており、これらの委員会は、上記各条約の履行状況等につき、締約国に対し、意見の表明、勧告等を行うことができるものとされている。

我が国の嫡出でない子に関する上記各条約の履行状況等については、平成 5 年に自由権規約委員会が、包括的に嫡出でない子に関する差別的規定の削除を勧告し、その後、上記各委員会が、具体的に本件規定を含む国籍、戸籍及び相続における差別的規定を問題にして、懸念の表明、法改正の勧告等を繰り返してきた。最近でも、平成 22 年に、児童の権利委員会が、本件規定の存在を懸念する旨の見解を改めて示している。

エ 前記イ及びウのような世界的な状況の推移の中で、我が国における嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等も変化してきた。すなわち、住民票における世帯主との続柄の記載をめぐり、昭和 68 年に訴訟が提起され、その控訴審係属中である平成 6 年に、住民基本台帳事務処理要領の一部改正（平成 6 年 12 月 15 日自治振第 233 号）が行われ、世帯主の子は、嫡出子であるか嫡出でない子であるかを区別することなく、一律に「子」と記載することとされた。また、戸籍における嫡出でない子の父母との続柄欄の記載をめぐっても、平成 11 年に訴訟が提起され、その第 1 審判決言渡し後である平成 16 年に、戸籍法施行規則の一部改正（平成 16 年法務省令第 76 号）が行われ、嫡出子と同様に「長男（長女）」等と記載することとされ、既に戸籍に記載されている嫡出でない子の父母との続柄欄の記載も、通達（平成 16 年 11 月 1 日付け法務省第一第 8008 号民事局長通達）によ

【正論】埼玉大学名誉教授・長谷川三千子 憲法判断には「賢慮」が必要だ

2013年09月12日 産経新聞 東京朝刊 オピニオン面

9月4日に、最高裁大法廷は民法900条4号のただし書き中の「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし」という部分を、憲法14条1項に定める「法の下での平等」に違反しているとする判断を下しました。たしかに字面だけ見れば、この規定は「相続差別」であり、憲法違反という決定は当然のようにも思われます。

〈均衡のとれた現行相続規定〉

しかし実際には、これはそんな風に簡単に片付けてすむ問題ではない。もともとこの規定は「法律婚の尊重と婚外子の保護の調整を図ったもの」であって、その調整の結果が、形の上で「相続差別」となっているにすぎないのです。

他の多くの国と同じくわが国でも、役所に届け出を始めて「婚姻」の成立が認められます。そしてそこに、扶養の義務や相続の権利といったものが生じる。「法律婚」のうちに生まれる子には、そうした保護が保証されているわけですが、それ以外の関係によって生まれた「婚外子」にはその保護が及ばない。それを多少なりとも補おうとするのがこの規定なのです。

しかし他方で、法律婚の内側に生まれた子とそうではない子を完全に均等に扱ってしまうと、今度は法律婚の意義そのものが曖昧になってしまう。やはり本筋は法律婚にあるのだということを明らかにしておく必要がある——こうした二つの相反する課題の間で、どちらかを切り捨てることなく、バランスをとって作り上げたのがこの規定だったのです。

もちろんこれは、当事者の全員に百パーセント満足のゆく解決を与えるものではありません。そもそも嫡出子と婚外子がともに存在するという状況自体、そこに置かれた人間には辛く苦しいものであって、今回の発端となった遺産分割審判の双方のコメントを見てもそれぞれのやり切れない思いが切実に伝わってきます。ただ重要なのは、この規定がその双方に配慮しつつ全体を広く見わたして定められているということなのです。

〈覆された平成7年の合憲判断〉

本来、憲法の条文解釈や憲法判断というものは、決して機械的に杓子定規になされるべきものではありません。今回の決定についての「法廷意見要旨」にも、冒頭、こんなことが述べられています——「相続制度を定めるにあたっては、それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情なども考慮されなければならない、また、その国における婚姻ないし親子関係に対する規律、国民の意識等を離れてこれを定めることはできない」。

つまり、このような熟慮の上に立ってはじめて、それが違憲か合憲かの判断を下すことができるわけで、こうした憲法判断の仕事が「法の賢慮(ジュリス・プルーデンス)」の術と

出典：2013年9月12日産経新聞朝刊より小西洋之事務所作成
2014年2月19日 参議院総務委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

呼ばれたりするのも、それ故のことなのです。

ちなみに平成7年の最高裁大法廷では、まさに今回の意見書の冒頭に語られた見地から、この規定を「法律婚の尊重と婚外子の保護の調整を図ったもの」と評価し、合憲の判断を下しています。

ではいったい、今回はいかなる理由でその判断が覆されたのでしょうか？

たしかに、社会事情や国民の意識が変化してきた、ということは語られています。実際に、いわゆる事実婚による非嫡出子が1・2%から2・2%に増えているという事実はある。しかしそれはこの問題に直接かかわることではない、と意見書もはっきりと述べています。唯一目につくのは、現在欧米諸国でこのような規定をもつ国はないという記述と、「国際連合の関連する委員会」がわが国のこうした規定に「懸念の表明、法改正の勧告等を繰り返してきた」という記述です。これ以外には、これと言って違憲判断の決め手になるような話は見あたりません。

《平等原理主義に陥るなかれ》

そしてそこに、いささか唐突に結論が述べられます——「上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立してきている」。だからこの規定は違憲だというのです。

しかしこの結論はおかしい。まず、さきほども見た通り、これは親を同じくする嫡出子と非嫡出子の利害を調整した規定であって、自ら選択の余地のない事情によって不利益をこうむっているのは嫡出子も同様なのです。その一方だけの不利益を解消したら他方はどうなるか、そのことが全く忘れ去られています。またそれ以前に、そもそも人間を「個人」としてとらえたとき、(自らの労働によるのではない)親の財産を相続するのが、はたして当然の権利と言えるのでしょうか？ その原理的矛盾にも気付いていない。

ここには、国連のふり回す平等原理主義、「個人」至上主義の前に思考停止に陥った日本の司法の姿を見る思いがします。「法の番人」には本来の「法の賢慮」を発揮していただきたいものです。(はせがわ みちこ)

産経Web-SIに掲載されている記事・写真の無断転載を禁じます。
すべての著作権は産経新聞社に帰属します。(産業経済新聞社・産経・サンケイ)
Copyright 2013 The Sankei Shimbun. All rights reserved.

【正論】「国民の憲法」考 埼玉大学名誉教授・長谷川三千子

2013年04月30日 産経新聞 東京朝刊 オピニオン面

■教科書が語らない「制定」の真実

わが国では戦後ながらく、憲法についての思考停止状態がつづいてきました。昨今はそれが少し解消したかのようにも見えますが、基本的な点では、ほとんど何も変わっていません。産経新聞が新しい憲法案「国民の憲法」要綱を発表しましたが、いくらよい憲法案を作っても、この思考停止が解けない限り、本当の「国民の憲法」は実現しないでしょう。それを解決するには、何よりも大切なのが正しい憲法教育なのですが、現状はいささかお粗末と言わざるを得ません。

〈素通りの「誰が作ったか」〉

昨年たまたま、或る出版社のご好意によって、その年出版された中学公民の教科書をいくつか見る機会がありました。いずれもきれいな写真が沢山のった観光パンフレットと見紛うような美装本で、かつての社会科教科書とは様変わりしていましたが、その中身は、ほとんどいずれも、敗戦直後の中学教科書『あたらしい憲法のはなし』を一步も出していない。むしろ或る意味で思考停止ぶりが深まっているとすら言えるのです。

かつて『あたらしい憲法のはなし』は、日本国憲法の成立についてこんなことを語っていました。

「これまであった憲法は、明治二十二年にできたもので、これは明治天皇がおつくりになって、国民にあたえられたものです。しかし、こんどのあたらしい憲法は、日本国民がじぶんでつくれたもので、日本国民ぜんたいの意見で、自由につくられたものであります」。もちろんこれは大ウソです。新憲法は「日本国民が自分でつくれた」ものではなく、占領者の作った草案を日本人が「自由に」修正することも許されなかった。しかし昭和22年、占領下の日本にはそのことについてウソをつかない自由すらなかったのです。

では、ウソをつく必要のなくなった平成24年の教科書はどんな風に日本国憲法の成立を語っているのか。例えば清水書院の教科書はこんな言い方をしています。「ポツダム宣言にもとづいて、憲法の改正を求められた日本政府は、連合軍総司令部から民主主義を基本とする憲法案を示された。これをもとにつくられた改正案が、新たに20歳以上の男女による普通選挙で選ばれた国会で審議・議決されて、日本国憲法が誕生した」

たしかに、ここにはウソは書かれていません。しかし本当のことも書かれていないのです。この文章がすべて「られた」「された」と受動態で書かれていることにお気付きでしょうか。いったい、この憲法は誰が作ったのか、という肝心の問いを、この執筆者は完全に素通りしているのです。

〈主権なき中で主権うたう矛盾〉

出典 : 2013年4月30日産経新聞朝刊より小西洋之事務所作成

2014年2月19日 参議院総務委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

同時に、連合軍総司令部が日本政府に憲法案を(示しただけでなく)強制したこと。総司令部が厳しい検閲によって、そのことを一切日本国民に知らせなかったこと。そうした事実も全く語られていません。それに言及しているのは自由社と育鵬社のみなのですが、この2社ですら、当時の日本は軍事占領下にあつて国家主権を奪われていた、という事実については、一言も語っていません。

占領を解かれて半世紀以上もたっているのに、どうしてこんな風にすべての教科書が本当のことを避けているのでしょうか。それはもし日本国憲法の成立について本当のことを語ってしまうと、それにつづく話がすべてめちゃくちゃになってしまうからなのです。

どの教科書も、日本国憲法の三大原理として「国民主権、平和主義、基本的人権」をあげています。その第一の「国民主権」とは、「国の政治のあり方を最終的に決める力(主権)が国民にあるということ」と説明されています。当然それは憲法を改正したり制定したりする力でもあるはずですが、ところが、日本国憲法自体は「主権」が完全に奪い去られた状態で制定された—ということになると、まるで訳のわからない話になってしまいます。

《事実示し考えさせる教育を》

公民教科書では「国民主権」と「国家主権」とが完全に別物のようにして扱われていますが、もともとは同じ一つの概念の内側と外側といった関係です。実は、そもそも「国民主権」とは、フランス革命における、王を殺して国民が権力を奪うのが正義だ、という思想に基づく、問題のある政治原理なのですが、なににせよ「国家主権」のないところでは「国民主権」も成立しえないのです。

さらに言えば、国家が一切の力を放棄するという日本国憲法の「平和主義」は、国家主権の放棄であり、そこでは「国民主権」が成り立たないどころか、近代憲法自体が成り立ちません。国民の「基本的人権」を守ることも不可能となります。

つまりこんな風に、日本国憲法は全くめちゃくちゃな憲法なのです。その衝撃の事実をありのままに子供達の目の前にさらけ出すこと—本当の考えさせる憲法教育はそこから始めるべきでしょう。(はせがわ みちこ)

産経Web-Sに掲載されている記事・写真の無断転載を禁じます。
すべての著作権は産経新聞社に帰属します。(産経新聞社・産経・サンケイ)
Copyright 2013 The Sankei Shimbun. All rights reserved.

あの高野岩三郎が主張していたように共和政にしてしまおうのが、一番、民主主義に
なっているんじゃないか。そうまくしたてられても、何も反論できないうちになります
でしょう。

専制に対抗するのが民主主義だ、などという近代ギリシアの「デーモクラティア」
のイデオロギーを受け入れているかぎり、それはいつでも簡単に共産主義者たちのブ
ロパガンダと重なり合ってしまうのです。それをふせぐには、民主主義イデオロギー
に対するしつかりとした理論武装をかためる以外にありません。

岡崎 民主主義に反対するしつかりとした現実的な理論武装なるもの、つまりクヤマ
が言っている民主主義のアンチ・テーゼが、いくら探しても見出し得ないところが問
題なのでしょう。

下から上を批判するのがその本来の性質である民主主義というものが、今や伊藤博
文の表現を借りれば、「亦皆^{あひ}羣^{ぐん}の間に^あ行はるゝ風氣の被る所、^な賢^{けん}は猶^{なほ}困窮^{くわんきゆう}を^あ草
生ずるが如し。深く怪しむに足らざる也」であって、それに抵抗することは無益であ
り時間の無駄だということなのです。

明治十四年のあの時点で、後醍醐^{こうたご}天皇の建武の親政にもどすことも、薩長専制を続
けることも、大勢上不可能となっていたというのが伊藤博文の判断で、それは正しい
判断だったと思います。

だから、日本は民主主義であり、民主主義は必然的に反権力主義的である、という
ことを手件として受け入れた上で、日本国民の安全を守るにはどうしたらよいかと
いうことです。それが、『戦略的思考とは何か』以来の私の問題意識です。

長谷川 まあ、私自身は、その「民主主義に反対するしつかりとした理論武装」を、
あの『民主主義とは何なのか』のなかで試みたつもりだったのですが……。

■「日本国憲法」は、日本の近代史における最大の汚点である

長谷川 こうやって明治以来、戦後の日本の現在にいたるまでの政治の歴史をふり返
ってみて、政治というものが困難でなかったような時は一度もなかったのだというこ
とがわかりますね。単に「クリーン」な政治ならばよいのかというと、決してそんな
ものではない。「クリーン」な政治家は、金権政治家以上にくすからう手を使つてラ

イバルを蹴踏としだりしています。外からの脅威があり、経済の波があり、天災があり、その中をものがき、ものがき、なんとかやってきたのが日本の政治で、それはまた決して日本一国のことではない。チャーチルの言った「in this world of sin and woe」という言葉は、古今東西の政治の現実にあてはまる言葉だと思います。

ただ、そのなかでも、戦後の日本の政治を大きく歪ませている要因がある。それは、日本が戦争に負けたということ。第一章で、青年期に祖国が戦勝した経験をもつ世代からは偉大な人間が輩出する、というお話がありましたね。これが本当に法則としてあてはまるかどうかは、古今東西の偉人をならべて統計をとってみなければ正確なところはわかりませんが、逆の話としては、非常によく解ります。戦勝の体験と敗戦の体験と、体験の重さを較べたら、敗戦の体験は百倍くらい重い。そして日本の戦後は、その敗戦の重さを、「臥薪嘗胆、次には絶対勝つてやるぞー」という将来へのバネにすることなく、占領者たちの注ぎ込んだ「民主主義」イデオロギーにことよせて、自虐と反省と謝罪というかたちで背負い込んでしまった。

しかも、その毒は、時がたつほど日本人の心にしみ込んで、日本人の精神そのもの

を溶解させています。

これをもう一度たて直すのは、容易なことではありません。しかし、なんとかしなければならぬ。私が憲法を正しく作り直さなければならぬと言っているのも、そのための一歩としてなのです。

日本国憲法というものが日本の近代史における最大の汚点であることはつきり見つけ、そこに盛り込まれた民主主義イデオロギーの虚構をあはき、われわれの「建國ノ体」にもとづく憲法をしつかり作り直すこと——地味なようでも、これ以外の正道はないだろうと思っています。

■平成十七年六月に提出した憲法前文の岡崎私案

岡崎 全く養成です。敗戦の結果として押し付けられた今の憲法で、内容的に改正すべき箇所はどこかと言うと、各条文よりも前文だと思います。前文に表現されている、いわゆる憲法の本質が、諸悪の根源です。日本という国家の地位が低すぎ、国際社会の善意の地位が高すぎます。やはり国家の歴史と伝統が最正面に出るべきもの

統治の最高権力が君主にある、あるいは国民にある、といふだけのことなのではない。もともと君主と国民とが本質的に対立しあふものであるといふ図式のうけに立つて、そのどちらが「主権（最高の力）」をもぎ取るか、といふ発想で語られるのが、この「君主主権主義」又は「国民主権主義」といふ言葉なのである。

これに対して、明治維新の理念を表明した、「王政復古の大号令」や「五箇条の御誓文」を見てもわかるとおり、そもそも日本の伝統的な政治理念においては、君民の関係はつねに利害、苦楽を共にすべきものとされてきたのである。したがって、国の統治の最高の権力が君主と国民のどちらにあるのかなどといふことは、「我建國ノ体」に照らしてみれば、まことに非本質的なことであり、ましてそれが君民対立を前提としてあるなどといふことになれば、どう見てもわが国の憲法には採用しがたい概念と言はざるをえないのである。

実際にも、この問題は帝国憲法制定に先立つ国をあげての論争の中心問題の一つとなつたのであつた。これを、起草者の井上毅は、日本古来の用語である「治ス」といふ言葉を用ゐることによつて克服しようとした。それが結局、帝国憲法第一条では「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」といふ条文になつたのであるが、その言はんとするところは、日本古来の政治道徳にもとづく治世のあり方なのだ、と起草者自身は解説してゐる。いはゆる日本の「立憲君主制」なるものは、さうした苦心の結果生み出されたものなのであつた。

これと較べると、近代成文憲法において要請される、その他の「民主主義的要素」なるものの採用は、あまり本質的な問題をひきおこすことがなかつた。あとで述べるとほり、帝国憲法における国民の自由の保障は、少なくとも、アメリカの憲法におけるのと大差ない水準のものであつたが、それは決して「我建國ノ体」と矛盾をきたすものではなかつた。といふのも、(すでに幕末の水戸学などにおいてはつきりと主張されてゐたとほり)単に君民があひ争はぬだけでなく、天皇がこの上なく民を慈み、その幸福と安全のために最大限の努力を尽すのがわが国の国体の特質であるとされてきたのだからである。すなはち、「民主主義」といふ言葉が、あくまでも国民の幸福を旨とするものといふ意味で語られるかぎりにおいては、大日本帝国憲法は十分に「民主主義的」なものであつたのである。

四 改正の要がなかつた大日本帝国憲法

大日本帝国憲法がこのやうなものであると解つてみれば、日本が戦争に敗れたからと言つただけに憲法改正が必要である、といふ筋合ひのものではないことが理解されよう。たしかに、当面さしあつて、武装解除を受け、占領軍のもとに国家主権を奪はれた状態

になるのであるから、その間、まったく従来通りに帝国憲法を機能させるといふわけに
 かないのは当然である。しかしはたして、憲法改正といふことをする必要があるかどうか
 ——これは少なくとも議論の余地のあるところであつて、現に当時の政府関係者たちは、
 敗戦と同時に、その必要の有無を入念に検討しはじめたのであつた。

そのとき検討の中心問題となつたのは、当然のことながら、日本が降伏にあつて受諾
 した「ポツダム宣言」とそれに関連した文書の内容である。つまり、日本はこれを正式の
 外交文書として受諾したのであるから、そこに記された諸条項を正しく守る義務がある。
 もしその中に、憲法改正を必要とするやうな内容が含まれてゐるなら、日本国内の事情と
 はかかはりなく、必然的に憲法改正の義務が生じる、といふわけなのである。

たとへば、具体的には、ポツダム宣言の十項における次のやうな文言が、検討を必要と
 する部分といふことになる——「日本国政府へ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ
 復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重
 ハ確立セラルベシ」。

戦後の多くの憲法学者たちは、あたかもこの条文が憲法改正命令そのものであつたやう
 な言ひ方をするのであるが、それが事実にあつた真方でないことは、いま述べたとほり
 である。まさに帝国憲法の「民主主義的傾向」は（国民主権主義の側面においてではなし
 に）「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重」といふ方向において發揮されてゐ

るのだからである。たとへば、具体的に言へば、「言論、宗教及思想ノ自由」については、
 帝国憲法は次の三カ条にわたつて規定してゐる。

「第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ防ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ
 自由ヲ有ス」

「第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス」

「第三十条 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ従ヒ請願ヲ為スコトヲ
 得」

たしかに、多くの人々の指摘するとほり、これらの権利条項にはいくつかの留保がつけ
 られてをり、決して無条件の権利保障ではない。しかし、だから帝国憲法の自由の保障は
 不十分であり改正の必要がある、といふならば、占領者たちは自国の憲法の方をまづ改正
 する必要がある、といふことにならう。合衆国憲法では、「言論、宗教及思想ノ自由」に
 ついては、帝国憲法の三カ条分をひとまとめにして、しかもそれを間接的に保障する、次
 のやうなお粗末な一条があるにすぎないのである。

「修正第一条 理郵議會は、國教を樹立し、あるいは信教上の自由な行為を禁止する法律、
 または言論あるいは出版の自由を制限し、または人民が平穩に集會し、また苦痛の救済を
 求めるため政府に請願する権利を侵す法律を制定してはならない。」

さらにまた、合衆国憲法修正第四条、五条の「基本的人権ノ尊重」を定めた条文と、帝

国憲法の第二十二條から第二十七條までを較べてみても、条文それ自体として、帝国憲法の人権規定は少しも見劣りするものではない。

からした事実を、ポツダム宣言の起草者がどれだけ正確に認識してゐたかは疑問であるにしても、この十項の「民主主義的傾向ノ復活強化」といふ表現は、帝国憲法のありやうに正しく対応した表現と言ふことができる。すなはち、日本側がこのポツダム宣言十項を遵守するといふことは、帝国憲法のこれら「民主主義的」条項を活発に機能させることではたされる、といふことになるのである。宮澤氏自身、九月末に外務省に招かれて意見を述べたときの講話のなかで、この問題に関しては「帝国憲法ハ民主主義ヲ否定スルモノニ非ズ。現行憲法ニテ十分民主的傾向ヲ助成シ得ル」と回答してゐる。そして、それは基本的に正しい回答だったのである。

その他ポツダム宣言のなかに問題となりうる箇所があるとすれば、それは十二項であつた。そこには、「日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ヲ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルベシ」とある。このやうな条文が、ひよつとして日本の政体、国体の根本的な変革の要求を含んでゐるのではないか、といふことは、すでにポツダム宣言受諾を検討する段階で問題となつたことであつた。そこで、受諾に先立つて日本側からは、「天皇の國家統治の大權を變更するの要求を包含し居らざることを了解の下に、帝國政府は右宣言を受諾す」といふ申し入れがな

されるのであるが、それに対する連合国の回答は、直接の明答をさげ、ただもう一度十二項の内容をくり返したといふ形のものであつた——「最終的ノ日本国ノ政府ノ形態ハ『ポツダム』宣言ニ遵ヒ日本国国民ノ自由ニ表明スル意思ニヨリ決定セラルベキモノトス」。

結局、この曖昧な言ひ方のまゝでポツダム宣言は受諾されたわけなのであるが、曖昧と言つても、これをごく普通に素直に読むかぎりでは、これはただ、日本の統治形態については日本国民の自由意志にまかせる、と言つてゐるのであり、それ以上でもそれ以下でもないと言つてゐる。また、昭和二十年九月に発表された「降伏後ニ於ケル米国内ノ初期ノ対日方針」には、さらにはつきりと「米国内ノ政府が出来得ル限り民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表示セラレタル国民ノ意思ニ支持セラレザルガ如キ政体ヲ日本ニ強要スルコトハ聯合國ノ責任ニアラズ」とある。これは明らかに、日本の政治体制の根本的変革をとまふやうな憲法改正要求は行はないといふ宣言である。これは、大戦直前に英米両国の発した「大西洋憲章」第三条に「各国民カ其ノ統治形式ヲ撰択スルノ權利ヲ尊重ス」とあるのに従つたものとも言へて、いづれにせよ、日本国民が自ら憲法改正を望まないかぎり、それを強制されることはない、といふ保証が与へられたと見てさしつかへはなかつたのである。

かくして、敗戦直後、外務省や法制局で慎重に検討を重ねた上での結論は、このポツダム宣言を受諾したからと言つて、（少なくとも大幅の）憲法改正は必要なし、といふこと

議」は、「九条論議」とすら言ひがたいであらう。九条論議を正しく九条論議として行ふためにも、この憲法の成立事情の見直し——この憲法がいかなる「力」により、いかなる目的をもつて作られたのか、といふ視点からの見直し——が不可欠となるであらう。

注1 佐藤氏はこの言葉を、「終戦を問い直す」といふシムボジウムのなかで語っている（『終戦実録別巻——終戦を問い直す』北洋社）。そこでは、佐藤氏はいはゆる「無条件降伏論者」たちが同時に「憲法擁護論者」であることの本質についてかみ語っているのであるが、氏の指摘される現象の根は同じと見てよいであらう。

注2 この宮澤氏のコメントは、十年ほどのもので、『日本国憲法コンメンタール』の別冊附録に掲載されたものであるから、この論文当時の氏の心情とはかなり異なつてゐると見るべきであらう。

注3 もちろん、昭和二十一年十一月からは「日本の新憲法起草に当つてSCAPが果たした役割について一切の言及及びその批判」といふ項目が、彼らの検閲事項のうちに加へられることになる。ここに収められた論文の内容は、昭和二十一年発表の「八月革命と国民主権主義」とほとんど同一である。ただ、「去る三月六日」が「一九四六年三月」と改められてゐる、といった事務的の変更だけでなく、天皇陛下にかかはる敬語がすべて省かれ、「日本は、刀折れ矢尽きて敵陣に降伏し」といった表現が取り除かれるなど、かなり当時の論文とニュアンスの違つてゐるところも多い。すなはち、昭和二十一年発表の「八月革命説」は、より一貫生々しく、宮澤氏の内なる悲憤をあらはしてゐるのである。そして、おそらくそれをもつとも関係にあらはしてゐるのは、最後の一段であらう（これは「日本国憲法生誕の法理」では完全に削除されてゐる）。

「政府の憲法改正草案が発表せられた後で、『タイム』誌は『We the Mimics……』といふ見出しでこれを記し、日本人の模倣的頭脳がこのアメリカ式憲法草案を生んだと皮肉つた。『We the Mimics』（われら模倣者）とはまさにわれわれ日本人の骨を刺す痛烈な皮肉である。

政府案が国民主権主義を採用したのは決して単なるアメリカの模倣ではない。しかし、その表現や、そのほかの草案の規定には模倣と評せられ得るものがきはめて多い。これらの点は十分再検討せらるべきものと信ずる。民主政治は決して単なる模倣によつて建設せられ得るものではない。『我ら合衆国人民は』の真似をして『日本国民は』といつて見たところで……それだけでは『We the Mimics……』と冷笑されるのが関の山である。政府案の審議にもたる議員諸公はこの点をよく弁へて、真に自主的な民主憲法を確立させるためには遺漏なきを期してもらひたい。」

注4 たとへば、「王政復古の大号令」では「諸事神武創業之始ニ原キ、纏紳・武弁、堂上・地下之無_レ別、至当之公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可_レ被_レ造_レ叙慮ニ付」と語られてをり、また「五箇条の御誓文」には「上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ」の一条などが、それをよく表はしてゐる。

注5 明治十五年の日々新聞、毎日新聞、報知新聞などを舞台にくりひろげられた「主権論争」は、まさにさうした君民対立の是非を問題とする論争であつた。

注6 帝国憲法の条文には、結局、井上毅案の「治ス」は採用されずに終はつたのであるが、帝国憲法発布の直後に出版された公式の憲法解説書『憲法義解』においては、その趣旨が解説のかたちで活かされてゐる。

注7 大日本帝国憲法

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ

第二十五条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラル及搜索セラル、コトナシ

第二十六条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七条 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ爲必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

修正第四条

不合理な搜索および逮捕、押収に対し、身体、住居、書類および所有物の安全を保障される人民の権利は、これを侵害してはならない。令状はすべて、宣誓あるいは確約によって支持される相当な根拠に基づいていない限り、また搜索する場所および逮捕、押収する人または物が明示されていない限り、これを発してはならない。

修正第五条

何人も、大陪審の告発または起訴によるのでなければ、死刑または最高量刑を科せられる犯罪の責を負わされることはない。ただし、陸海軍または戦時あるいは公共の危険に際し、現役の民兵の間で起った事件については、この限りでない。何人も同一の犯罪について、再度、生命身体の危険に臨まされることはない。また何人も刑事事件において、自己に不利な供述を強制されない。また正当な法の手続きによらないで、生命、自由または財産を奪われることはない。また正当な賠償なしに、私有財産を公共の用途のために徴用されることはない。

注8 ただし、これは彼女自身の責任といふより、彼女を「日本に男女平等を与えてくれた恩人」などと言って担ぎ出した日本人たちの責任である。少なくとも彼女自身は、当時かたく言ひ渡された「他言無用」のいましめを、五十年近く守りつづけたのだと語っている。

注9 たとえば一月十七日の極東委員会との会合の席で、「あなた方は、憲法改正について検討してゐますか」との質問に対して、起草作業のリーダーとなったケーティスは言下に「No」と答えて

る。しかし、ケーティスらトップの教人がひそかに改正の検討をすすめてゐたといふことは十分にありうる。

注10 昭和二十年代に、尾高朝雄氏との間に行はれた、有名な「ノミス論争」においても、宮澤氏はむしろ一貫して、「力」を重視する立場——「力」の主体の転換によつて戦前と戦後の日本の国家統治体制に断絶がもたらされたとする立場——をとりつづけてゐる。これも、宮澤氏の「絶望」のなせるわざ、と言ふことができよう。

注11 これは、草案起草作業の責任者であつたケーティスが、あまりにもひどすぎるからといふことで削除を提案し、マッカーサーもこれを了承した結果のこと、と伝へられてゐる。ただし、それをマッカーサーが了承したのは、憲法条文にふさはしいか否かの考慮によるものといふより、後で述べるやうな全体的戦略とのかね合ひ——将来の日本の脅威の可能性を抑へることと、将来、友軍としての日本の軍事力を利用することとのかね合ひ——による判断と言へよう。

注12 これが後述のいはゆる「声田修正」であるが、これまた、同様の判断によつてG.H.Q.が許容したからこそ可能となつた修正である。

参考文献

- 『日本国憲法概説』佐藤功著（学陽書房）
- 『憲法I』清宮四郎著（有斐閣）
- 『日本国憲法コンメンタール篇』宮澤俊義著（日本評論新社）
- 『日本戦後史資料集』長谷川正安他編（新日本出版社）
- 『1945年のクリスマス』ベアテ・シロタ・ゴードン著（柏書房）
- 『今上天皇論』小堀桂一郎著（日本教文社）